

# 引っ越し手続きチェックリスト

一般的な手続き事例をご紹介します。地域等により手続きが異なる場合がありますので、お確かめの上手続きをお済ませ下さい。

	手続きの種類	届け出先	手続きの方法	✓
約一週間前	● 住民移動・転出届	現住所の市町村役所	本人または世帯主が、所定の用紙に記入。印鑑が必要。	
	● 国民年金・国民健康保険	//	本人または家族が連絡。それぞれ国民年金手帳、国民健康保険証、印鑑が必要。	
	● 福祉関係	//	本人または家族が手続き。印鑑、転出証明が必要。	
	● 印鑑登録	//	本人または代理人（委任状）が手続き。実印が必要。	
	● 不用品、大型ゴミ処分	市町村役所または環境事業局	地方により違うのでとりあえず役所受付に早めに連絡。有料の場合が多い。	
	● 金融機関届	銀行窓口	本人が所定用紙に記入。銀行届印が必要。 ※クレジット・保険会社は電話で連絡する。	
三〜四日前	● 郵便物の転送届	最寄りの郵便局	〈転居届〉ハガキに記入して管轄郵便局宛に投函。転送期間は1年間。	
	● 電話の移転届	現管轄NTT	電話で連絡（116）。	
	● 水道料金の精算	現管轄の営業所	電話で連絡。集合住宅は家主管理の場合があります。	
	● ガス料金の精算	現管轄の営業所	電話で連絡。指定日に係員が来てガスを止め料金を精算します。	
	● 電気料金の精算	現管轄の営業所	電話で連絡。指定日に係員が来て電気を止め料金を精算します。	
	● 新聞などの料金精算	現管轄の営業所	配達人に伝えるか電話連絡。	
	● 転校届	転入先の学校	本人または親が前校でそろえてもらった書類を提出。	
	● 新居への道路確認など		トラックが通れないなど…当社に早めにご連絡ください。	
お引越後	● 住民転入届	市町村役所	本人または世帯主が転入14日以内に手続き。転出証明、印鑑が必要。	
	● 国民年金、国民保険、福祉関係	//	//	
	● 水道開栓	水道局または役所	新設の場合は水道公認業者に問い合わせる。既存住宅の場合届け人の印鑑と前使用者の名前。借家の場合家主の印鑑と賃貸借契約書。	
	● 運転免許証の住所変更	所轄の警察または安全協会	免許証、住民票をもって15日以内に。他都道府県の場合は写真が1枚必要。	
	● 自動車の登録変更	引越先の陸運事務所	本人または代理人（要委任状）が転居後15日以内に手続き。車庫証明、車体検査、新住民票、実印、車が必要。	
	● 転居挨拶・案内状		早めに印刷し引越後郵送。	

## 電話番号メモ

☎	☎	☎
_____	_____	_____
☎	☎	☎
_____	_____	_____